

深川市議会基本条例(案)

目次

前文

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 市民及び市長等と議会との関係（第6条－第9条）

第3章 自由討議の原則（第10条）

第4章 委員会の活動（第11条）

第5章 議会及び議会事務局の体制整備（第12条－第17条）

第6章 災害時の対応（第18条）

第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第19条－第21条）

第8章 最高規範性（第22条・第23条）

附則

深川市議会は、住民主権者である深川市民に由来し、市民によって厳粛に負託された、市民を代表する唯一の議事機関である。

深川市議会は、市民に対してより開かれた運営を推進するとともに、監視機能を発揮し、市長と二元代表制の下で健全な緊張と協力関係を保持し、市民の福利のために活動するものである。

深川市議会及び深川市議会議員は、深川市民の福祉増進を図るため、市民の声を行政に生かし、広く市民に情報の公開と共有を図り、説明責任を果たさなければならない。

さらに、市民との活発な意見交換を通じて市民意見を尊重し、議員相互の自由闊達な議論を展開しながら、市民の要望や市政の論点を明らかにし、政策形成及び提言を積極的に行う。

深川市議会及び深川市議会議員は、常に時代に対応した地方分権を先導する議会を目指し、一層の議会改革に取り組むとともに、公正性、透明性及び独自性を確保し、その責務を自覚する。そして、市民が持続的で安心して暮らせるまちづくりの実現に寄与する議会を目指し、全力で取り組むことを決意し、ここに深川市議会基本条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 第1条 この条例は、二元代表制における議会運営の適正な推進に関し、その基本理念を定め、深川市議会（以下「議会」という。）が担うべき責務を明らかにするとともに、議会及び深川市議会議員（以下「議員」という。）が活動を行うための基本方針を定めることにより、市民全体の福祉向上を実現し、もって市政の発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 議会は、市政における議事機関として、市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽し、地方自治の本旨の実現を目指す。

(議会の活動原則)

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づいて、活動しなければならない。

- (1) 公正性、透明性及び信頼性の確保に努め、市民に開かれた議会とすること。
- (2) 市民に対し説明責任を果たすため、議会の活動情報を積極的に公開するとともに、市民にとって、分かりやすい議会運営に努めること。
- (3) 市民の多様な意見を把握し、市民参加の機会の拡充に努め、政策形成及び政策提言を積極的に行うこと。
- (4) 市長から提出された議案の審査並びに市長等執行機関（以下「市長等」という。）の事務の執行の監視を厳正かつ効率的に行うこと。
- (5) 前各号の原則を達成するため、議会改革を積極的に推進すること。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づいて、活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の言論を尊重するとともに自由な討議を推進すること。
- (2) 市政全般についての課題及び市民の意見、要望を的確に把握するとともに、政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員自らの研修の充実強化に努め、市民の代表としてふさわしい活動をする事。
- (3) 議会の構成員として、自らの利益又は一部団体若しくは地域の利害にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指すこと。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する二人以上の議員で構成する。
- 3 会派は、市長に政策の立案及び政策の提言をすることができる。
- 4 会派は、議会運営、政策立案等に関し、積極的に会派間で調整を行い、合意形成に努める。
- 5 前項の規定は会派に所属しない議員の活動を制限するものでなく、かつ議会は会派に所属しない議員の意見が議会運営に反映されるよう配慮しなければならない。

第2章 市民及び市長等と議会との関係

(市民参加及び市民との連携)

第6条 議会は、市民に対し情報を積極的に発信し、情報の共有化を推進するとともに、説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 議会は、市民の意見を審査等に反映させるため、公聴会制度及び参考人制度（以下「公聴会制度等」という。）を活用する。
- 3 議会は、請願及び陳情の審議においては、提案者の意見を聴く機会を設けることができる。

(情報公開)

第7条 議会は、本会議及び委員会を原則公開とする。

2 議会は、本会議、委員会等については、議事録を作成し、公開する。

3 議会は、議会における各議員の表決の結果を公開する。

4 議会は、市民が広く市政や議会に関心を持って理解を深めることができるよう、多様な手段を活用した積極的な広報活動の充実を図る。

(議会報告会)

第8条 議会は、全議員の出席のもとに市民に対する議会報告会を開催して、議会の説明責任を果たすとともに、市民の意見を的確に把握する。

2 議会報告会開催に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(市長等との関係)

第9条 議会は、市長等との立場の違いを踏まえ、市長等と常に緊張感のある関係の保持に努めなければならない。

2 本会議又は委員会に出席した市長等は、議員から質疑又は質問を受けたときは、議長又は委員長の許可を得て、当該議員に対し、その論点を整理し、又は質疑若しくは質問の趣旨を確認することができる。

3 本会議又は委員会に出席した市長等は、議員から提出された議案に関し、当該提出議員に対し、議案の趣旨を確認することができる。

第3章 自由討議の原則

(自由討議の原則)

第10条 議会は、議事機関として、その意思決定に当たっては、議員間の公平で責任ある議論を尽くすものとする。

2 議会は、委員会において議員間討議を行うことができる。

第4章 委員会の活動

(委員会の活動)

第11条 委員会は、社会情勢又は経済情勢の変化に応じ、行政課題等に対し、適切かつ迅速に対応しなければならない。

2 委員会は、各専門性及び特性に従い、調査を尽くして審査を充実するとともに、政策提案を積極的に行う。

3 委員会は、市民の参加を推進し、委員及び市民が自由に情報及び意見を交換する意見交換会を開催し、市民の多様な意見を把握する。

4 委員会は、議会の閉会中においても、当該委員会の所管する事項の調査研究活動を積極的に行う。

第5章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修等の充実強化)

第12条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、広く各分野の専門家、市民各層等との議員研修会を積極的に開催し、議員研修の充実強化を図る。

2 議会は、市政の課題を広い視点から捉えるため、他の自治体の事例等を調査研究する。

(議会図書室の充実等)

第13条 議会は、議員の調査及び研究に資するため、議会図書館室を適正に運営し、その図書及び資料等の充実を図る。

2 議会は、図書室における図書等を市民及び市長等の利用に供するものとする。

(情報通信技術の活用)

第14条 議会は、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、情報通信技術を積極的に活用する。

(議会事務局の体制整備)

第15条 議会事務局は、議員の議会活動に必要とされる行政情報の提供に努める。

2 議会は、議会及び議員の政策形成及び立案能力を高めるため、議会事務局の調査・法務能力を積極的に強化する。

(予算の確保)

第16条 議会は、議事機関として、より円滑かつ効率的な議会運営を実現するために必要な予算について、市長等と協議する。

(議会広報の充実)

第17条 議会は、議会に係る重要な情報を、常に市民に対して周知する。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、市民が議会及び市政に関心を持つよう議会広報活動を行う。

3 議会は、広報紙等の充実のため、市民からの意見及び要望を反映するよう努める。

第6章 災害時の対応

(災害時の対応)

第18条 議員は、災害が発生することが予想されるときは、別に定める深川市議会災害対策要綱及び災害時行動マニュアルにより対応する。

2 議会は、災害の発生、感染症のまん延等、やむを得ない理由により会議室に参集することが困難なときは、その状況に応じた情報通信技術の積極的な活用を通じ、議会活動の継続を行う。

第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第19条 議員は、市民の厳粛な信託を受けた民主的な市民の代表として、政治倫理及び人格の向上に努め、常に良心に従い誠実かつ公正にその職務を行わなければならない。

2 議員は、市民の代表者として、その品位及び名誉を損なうような一切の行為を慎むとともに、その職務に関し、自己の地位に基づき影響力を不正に行使して、特定の事業者等への便宜供与、職員への圧力、口利きなど、市民に疑惑を持たれるおそれのある行為をしてはならない。

(議員定数及び議員報酬)

第20条 議員定数及び議員報酬については、別に条例で定める。

2 前項の条例の改正案は、市民からの直接請求による場合を除き市政に関する現状の課題及び将来の予測と展望を十分に考慮する等、明確な改正理由を付して、提案されなければならない。

3 第1項の条例の改正に当たっては、議員活動の評価等に関する市民の意見を聴取するため、公聴会制度等を十分に活用する。

(政務活動費)

第21条 会派及び会派に属さない議員は、政策立案及び政策提言能力の向上等を図るため、深川市議会政務活動費の交付に関する条例（平成29年条例第7号）に基づく政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究その他の活動を行うものとする。

2 会派及び会派に属さない議員は、政務活動費の適正な執行及び透明性の確保に努め、その使途について、市民に対して説明責任を負うものとする。

第8章 最高規範性

(最高規範性)

第22条 議会及び議員は、議会に関する最高規範であるこの条例の規定を遵守しなければならない。

2 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証する。

(改正の手續)

第23条 議会は、この条例の見直しが必要と認められる場合は、速やかにこの条例を改正しなければならない。

附 則

この条例は、令和8年 月 日から施行する。